

修繕契約約款

(総則)

第1条 甲及び乙は、甲の提示する仕様書、見本、図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の修繕業務（以下「業務」という。）を契約書記載の契約期間内に完了し、修繕目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その契約代金（修繕料）を支払うものとする。

3 第1項の仕様書等に明示されていない事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。ただし、業務の性質上、当然必要なものについては乙の負担において実施するものとする。

(契約期間の延長)

第2条 乙は、天災事変等乙の責に帰することができない事由により、契約期間内に業務を完了できないときは、速やかに、甲に対してその事由を明らかにした書面をもって契約期間の延長を求めることができる。延長する期間については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(契約内容の変更等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施の一時中止をすることができる。この場合において、契約金額又は契約期間等を変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、書面により定めるものとする。

2 前項の規定により、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(業務の調査等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、業務の実施状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 乙は、この契約による業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務が完了（既済部分の支払がある場合は当該部分の完了を含む。）したときは、速やかに、甲に届け出て、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の届出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格と決定したときは、乙は、速やかに、当該手直しを行い、甲に届け出てその検査を受けなければならない。検査の期間については前項の期間を準用する。

4 乙は、検査合格の知らせを受けたときは、遅滞なく、修繕目的物を甲に引き渡すものとする。

(契約代金（修繕料）の支払)

第8条 甲は、前条に規定する検査合格後、乙の請求があった日から30日以内に契約代金（修繕料）を支払うものとする。

(部分払)

第9条 甲は、業務の完了前において、乙の部分払請求を適当と認めた場合は、調布市契約事務規則（昭和39年調布市規則第33号）第33条の3の規定により、既存部分の検査合格後、部分払をすることができる。

(履行遅滞及び違約金)

第10条 乙の責に帰する事由により、契約期間内に業務を完了することができない場合において、相当の期間内に乙が業務を完了する見込みがあるときは、甲は違約金を付して契約期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じて契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づいて財務大臣が決定する率（以下「法律に基づく率」という。）（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合）を乗じて得た額とする。

3 前項の違約金については、甲が指定する日までに乙が納入しなければならない。

4 甲の責に帰する事由により、契約代金（修繕料）の支払が遅れた場合は、乙は甲に対して、遅延日数に応じて、法律に基づく率を乗じて得た額で遅延利息の支払請求をすることができる。

(甲の催告による解除権)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日（仕様書等で定められた日又は業務に要する日数を勘案して着手すべきと甲が認める日をいう。）を過ぎても乙が業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に乙が業務を完了しないとき又は契約期間後相当の期間内に乙が業務を完了する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第7条第3項に規定する手直しを乙が行わないとき。
- (4) 乙等（乙若しくはその代理人、使用人等又は第6条ただし書により委任又は請負を受けた第三者若しくはその代理人、使用人等をいう。以下同じ。）がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 乙等が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙等が、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が第5条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 乙が業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に契約の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第15条の規定によらないで、乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (10) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

- (1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責に帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額（解除事由に関して甲が第三者に対して損害賠償責任を負った場合の損害金のほか、職員の業務増加に伴う費用、新たな契約相手を選定するために要する費用等を含む。）が同項に規定する

違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(協議による解除)

第14条 甲は、第11条及び第12条の規定にかかわらず、必要と認める場合には、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定により、甲が履行を一時中止させ又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間等の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第3条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

2 甲は、第1項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除等に伴う措置)

第16条 契約が解除された、又は乙がその債務の履行を拒否し、若しくは、乙の債務について履行不能となった場合(以下「契約が解除された場合等」という。)において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該完了部分に対する契約金額相当額を支払うものとする。

2 乙は、契約が解除された場合等において、貸与品又は支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合等において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去(甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復をすることができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については第11条又は第12条の規定により契約が解除された場合等においては甲が定め、第14条又は前条の規定により契約が解除されたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第17条 乙は、第12条第9号又は第10号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の30に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条第10号のうち、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額(第13条第4項に規定する損害額に準じる。ただし、甲が契約を解除しない場合にあっては、適正な競争が行われた場合の推定金額と契約金額の差額を含むものとする。)が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(一般的損害等)

第18条 この契約による業務の履行に関して発生した事故等による損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。)のために必要を生じた経費等は乙が負担する。ただし、その損害が甲の責に帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第19条 乙は、引き渡された修繕目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責を負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、前項の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第20条 乙は、この契約による業務の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(法令等の遵守)

第21条 乙は、この契約条項のほか、関係諸法令及び関係規定を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要の都度、甲乙協議して定めるものとする。